

緊急声明

要介護者を総合事業の対象とする「省令改正」の撤回を求めます

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会(略称：21・老福連)
〒565-0824 大阪府吹田市山田西1-32-12-207
TEL：06-6170-1325 FAX：06-6170-1355

要介護者を総合事業の対象とする省令の改正（介護保険法施行規則の改正）が、今年10月に交付、2021年4月に施行されようとしています。

厚生労働省は今回の改正で、要介護認定者が「本人の希望」によって総合事業を利用できるようになり、要支援の時から「サービスの継続」と「地域とのつながりの継続」が可能となる、としています。しかし本改正には、介護保険制度の根幹にかかる極めて重大な問題があり看過することはできません。

1つ目の問題は、要介護者の給付を受ける権利を脅かし、介護サービス量や給付の削減に道を拓く危険をはらんでいることです。

今回の改正が行われれば、要支援者が要介護の認定を受けた場合にも、サービスを総合事業に留めおくことができるようになります。しかしこれは、「本人の希望」を名目として、要介護認定者の介護給付を受ける権利を脅かすことになりかねません。また、要介護認定者が総合事業を利用することになれば介護給付費は目減りしますが、市町村事業である総合事業で目減り分のサービス量と費用をまかなえる保証はどこにもありません。結果として、全体の介護サービス量や給付が縮小し、要支援者も要介護者も、必要なサービスが利用できなくなることが強く懸念されます。

2つ目の問題は、総合事業開始後の実態とコロナ禍での実情を検証せずに、省令改正が進められようとしていることです。

介護給付の事業と総合事業は、現状でも同一の事業所で提供されていることが多く、住民主体型サービスが介護給付とあわせて利用できることも含め、要支援者が要介護に移行しても「サービスの継続」や「地域とのつながりの継続」ができていた場合がほとんどです。

また、「多様な実施主体によるサービス」は総合事業実施後3年半経過しても予測どおりには増えず、加えて、利用者・実施者の新型コロナウイルスへの感染不安は大きく、ボランティアや住民主体のサービスは休止を余儀なくされています。今この時期に、総合事業の対象拡大を行うべき理由はどこにもありません。まず、総合事業実施後の実態とコロナ禍でのサービスの実情を、十分に検証すべきです。

3つ目の問題は、総合事業の拡大と介護給付の削減で、事業者の経営困難や撤退、職員処遇の悪化が加速し、新たなサービス難民と介護崩壊を招きかねないことです。

社会福祉法人等非営利事業者は、従来の7~8割に報酬が減っている緩和型を含め、高齢者の生活に欠かせないサービスを継続しています。総合事業による収入減に、人材不足と新型コロナウイルス感染拡大が重なったことで経営は困難を極め、福祉・介護職員の専門性は正当に評価されず、処遇改善どころか給与保障もままならない状況です。また、営利企業など大手事業者は総合事業から撤退し、総合事業の実施体制は極めて脆弱です。

このような状況下での改正は、福祉・介護現場に背を向けた「介護給付費削減のための総合事業の拡大ありき」の改正と言わざるを得ません。新たなサービス難民や介護崩壊を招きかねない事態です。今必要なのは、要介護者の総合事業移行を足掛かりとしたに介護給付費の削減ではなく、要支援・要介護者が早期から継続して、かつ緊急事態下でも、専門的なケアを受けられる介護サービス体制の整備です。

21・老福連は、介護を受ける権利の侵害と介護給付費削減につながる、今回の「省令改正」に強く反対し、撤回を求めます。

以上